

○会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正森林組合法の施行について

平成 18 年 5 月 1 日 18 林政経第 33 号
各都道府県知事
あて 林野庁長官
内閣府沖縄総合事務局長

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号。以下「会社法整備法」という。）が、第 162 回国会において成立し、森林組合法の一部が改正され、平成 18 年 5 月 1 日から施行された。

また、これに伴い、森林組合法施行令の一部を改正する政令（平成 18 年政令第 179 号。以下「施行令」という。）及び森林組合法施行規則の全部を改正する省令（平成 18 年農林水産省令第 46 号。以下「規則」という。）が同日から施行された。

会社法整備法による改正後の森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号。以下「法」という。）その他関係法令の運用に当たっては、下記の点に留意し、その適正かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

最近の社会経済情勢の変化等を踏まえ、会社制度の体系的かつ抜本的な見直しを行った「会社法」が制定された。これに伴い、「会社法整備法」が整備され、これにより森林組合法についても、商法を準用する規定の整備等を行うとともに基本的事項については明文化したほか、新たに会社法において手当てされる各種措置を導入するものである。

第 2 主な改正内容

1 必要となる書類及び手続の改正

(1) 計算関係書類等の作成

- ① 理事が事業年度ごとに作成すべき書類として、注記表及び附属明細書が追加された。
〔法第 50 条第 2 項、規則第 23 条第 1 項〕
- ② また、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表、事業報告及び附属明細書（以下「計算関係書類等」という。）のそれぞれについて記載すべき事項等について規定された。〔規則第 18 条～第 70 条〕
- ③ なお、計算関係書類等における会計基準については、「森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の業務報告書及び事業計画書様式並びに勘定科目表の制定について」（平成 17 年 7 月 15 日付け 17 林政経第 56 号林野庁長官通知）を適用することとする。
- ④ ①及び②の規定については、平成 18 年 7 月 1 日以降に決算期が到来する森林組合、森林組合連合会又は生産森林組合の書類の作成から適用されるので、御留意願いたい。

(2) 計算関係書類等の監査及び承認

- ① 理事が作成した計算関係書類等について
ア 監事の監査を受けること

イ 監事の監査を受けたものについて、理事会の承認を受けること

② 理事会の承認を受けた計算関係書類等及び監事の監査報告（以下「決算関係書類」という。）について

ア 通常総会の招集通知に際して、組合員に提供すること

イ 通常総会に提出し、通常総会の承認を求めること

ウ 通常総会の日の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え付けること（従たる事務所には、写しを通常総会の日の2週間前の日から3年間備え付ける。）が義務付けられた。〔法第50条〕

③ また、監事の行う監査の期間に関して、以下のいずれか遅い日までに監査報告の内容を特定理事に通知することとされた。〔規則第73条〕

ア 計算書類及び事業報告を受領した日から4週間を経過した日

イ 附属明細書を受領した日から1週間を経過した日

ウ 特定理事と特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

（3）総会に関する規定の追加

組合員へ総会の招集通知を发出する際に示すべき事項、総会の運営等に関する規定が設けられた。

① 総会を招集する際には、

ア 理事会で、総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項（議案）を決議〔法第60条の2〕

イ それらを記載した招集通知を、総会の日の10日前までに書面で发出（組合員の承諾が得られれば、電磁的方法により发出することも可能）することとされ、総会は総会の目的である事項のみ決議できることとされた。〔法第60条の3〕

② また、総会に出席しない組合員が書面又は電磁的方法により議決権又は選挙権（以下「議決権等」という。）を行使できる旨定款で定めている組合において、総会招集通知を发出する際には、上記①に加え議決権等の行使の期限、1人の組合員が同一の議案につき、重複して議決権等を行使した場合の行使の内容が異なったときの取扱い等を通知するとともに、議決権行使書面及び議決権等の行使について参考となる事項を記載した総会参考書類を送付しなければならないこととされた。

なお、上記議決権等の取扱いについて定款で定めた場合には、通知することを要しない。〔規則第76条～第79条、第89条〕

③ さらに、理事及び監事の選挙に関する議案、理事又は監事の選任に関する議案、理事又は監事の改選に関する議案、理事又は監事の報酬等に関する議案、決算関係書類の承認に関する議案及び合併契約の承認に関する議案ごとに総会参考書類に記載すべき事項について規則で定められた。〔規則第80条～第88条〕

④ ①から③までの規定については、平成19年4月1日以降に招集手続が開始される総会又は理事会について適用されるので、御留意願いたい。

⑤ 総会の議事録には、総会が開催された日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果のほか、

ア 監事が監事の選任若しくは改選又は辞任について意見を述べた場合には、その意見

イ 監事を辞任した者が辞任後最初に招集された総会において辞任した旨及びその理由

を述べた場合には、その内容の概要を記載しなければならないこととされた。〔法第 63 条の 4 第 1 項、規則第 92 条〕

(4) 監事の職務

- ① 監事は、理事の職務について監査した場合は、監査報告を作成しなければならないこととされた。〔法第 49 条の 2 第 1 項〕
- ② 監事による理事の行為の差し止めについては、理事が組合の目的の範囲外の行為や法令又は定款に違反する行為を行った場合に限らず、これらの行為をするおそれがある場合においても、当該行為によって組合に著しい損害を与えるおそれがあるときは、理事に対し当該行為をやめることを請求することができることとされた。〔同条第 4 項〕

(5) 合併に関する手続の整備

- ① 組合が合併しようとするときは、総会の議決を経て合併契約を締結することが法定化され、合併契約において定めるべき事項については政令で定められた。〔法第 84 条、政令第 7 条〕
- ② 合併組合の事前開示事項について合併により消滅する組合（以下「消滅組合」という。）は、
 - ア 合併契約の内容
 - イ 合併して存続する組合（以下「存続組合」という。）の定款
 - ウ 存続組合の最終事業年度に係る決算関係書類
などを主たる事務所に備え置き、組合員及び当該組合の債権者に対して合併前に開示しなければならないこととされた。〔法第 84 条の 3、規則第 99 条第 1 号〕
また、存続組合は、合併契約において定められた合併契約の内容のほか、
 - エ 消滅組合（清算組合を除く。）の最終事業年度に係る決算関係書類
 - オ 消滅組合（清算組合に限る。）の清算人が作成した貸借対照表
などを総会の日の 2 週間前の日から合併の登記の日まで事務所に備え置き、組合員及び当該組合の債権者に対して合併前に開示しなければならないこととされた。〔法第 84 条の 3、規則第 99 条第 3 号〕
- ③ 合併組合の事後開示事項について
さらに、合併後存続又は成立する組合においては、その組合が承継した消滅組合の権利義務に関する事項、合併が効力を生じた日、債権者への情報開示の方法などを記載した書面等を作成し、合併の登記の日から 6 月間、事務所に備え置き、組合員及び当該組合の債権者に対し開示しなければならないこととされた。〔法第 87 条の 2、規則第 100 条〕
- ④ 加えて、吸収合併における消滅組合の、総正組合員数と貸借対照表上の資産額の両方が存続組合の 5 分の 1 以下である場合には、総会ではなく理事会の議決で合併できることとされた。〔法第 84 条の 2〕
- ⑤ ②及び③の規定については、平成 19 年 4 月 1 日以降に招集の手続が開始される総会において議決される合併について適用されるので御留意願いたい。

(6) 官報公告の義務化

出資一口の金額の減少を行う組合及び合併を行う組合は、

- ア 出資一口の金額の減少の内容
- イ 財産目録及び貸借対照表を作成し、事務所に備え置いている旨

ウ 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

について、官報に公告することが義務付けられた。〔法第 66 条第 2 項、法第 84 条第 4 項〕

2 手続きの簡素化に関する事項

(1) 公告の方法について

① 公告の方法として事務所の掲示場に掲示するほか、定款で定めるところにより、電子公告ができることとされた。〔法第 8 条の 2〕

② 出資一口の金額の減少、又は合併の議決をしたときは、官報に加えて日刊新聞紙又は電子公告による公告を行った場合、債権者に対して各別に催告することは要しないこととされた。〔法第 66 条、法第 84 条第 4 項〕

③ なお、電子公告を行う際には、電子公告を行う旨を定款に定め、登記を行い、当該広告の内容が不特定多数の者が提供を受けることができる状態にあるかどうかについて、法務大臣の登録を受けた調査機関により調査を受けることが義務付けられた。〔法第 8 条の 2 第 5 項〕

(2) 電磁的記録について

主たる事務所と従たる事務所のパソコンがインターネットで接続され、従たる事務所でも重要書類が閲覧可能であるときは、従たる事務所において格別、重要書類の写し等を備え付けることを要しないこととされた。〔規則第 111 条〕

3 その他追加された事項

監事の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないものについては、新たに損害賠償の上限が規定された。〔法第 49 条の 3 第 4 項〕